# 令和4年度地域の魅力づくりと人の流れの創出プロジェクト補助金

募集要項

### ① 趣旨

この補助金は、<u>町制施行 70 周年又は西九州新幹線開業の機運を高めるものであり、かつ、地域の魅力を発信することで、地域に人を呼び込み、活性化させることができる事業を実施</u>するために必要な経費について、町が予算の範囲内において補助する制度です。

### ② 補助対象者

- 1 自治会又は活動団体
- 2 町内に本社もしくは支社がある団体
- 3 町と協調した活動実績がある団体
- 4 その他町長が適当と認める団体

### 団体の要件(以下の全ての要件を満たす団体)

- (1) 規約、会則等に基づいて民主的で適正な運営が行われていること。
- (2) 公益的な活動を行うこと。
- (3) 2人以上の構成員があること。
- (4)法令に抵触する活動及び公の秩序又は善良な風俗を害する活動をしていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動をしていないこと。

### ③ 補助の対象となる事業

- 1 地域の特色や立地などを活かした独創的、個性的な事業
- 2 新たに地場産品の発掘や開発などに資する事業 (補助事業実施後、町のイベント等への協力ができる事業に限る)
- 3 地域活性化のためのイベントや交流活動事業
- 4 その他、町長が必要と認める事業

ただし、自立性、将来性、継続性、話題性を備え、賑わい創出に資する事業であること。

\* 取り組みを軌道に乗せるための事業の改善やステップアップが盛り込まれているなど、近い将来の自立に向けての事業設計がなされていると判断できる案件については活用可能ですが、単にランニングコスト分を計上するようなケースについては不可とします。

#### ④ 補助の内容

- 1 補助金の額は、1件の申請に対し、50万円を上限として、町の予算の範囲内で 交付します。
- 2 申請は、1団体につき、1年度1事業申請できます。
- 3 補助事業の実施期間は、交付決定を受けた日から、令和5年2月28日までの間となります。

## 補助の対象となる経費

事業実施に必要な以下の経費が補助の対象となります。

項目	説明	備考
 報償費	当該事業実施のために必要な謝金(講師等への謝金・	団体関係者に対する報償
	謝礼)、参加賞、記念品等	は除く。
		謝礼の金額は、社会通念
		上適当な額とする。
旅費	当該事業実施のために必要な旅費(研修旅費、講師旅	
	費、宿泊費等)	
食糧費	講師やイベント参加者に提供するもの、会議・打合せ時	事業に係る会議、打合せ
	の食糧費(茶菓子程度)	の食糧費は社会通念上
		適当な額とする。
		団体構成員の親睦に要す
		る経費は対象外とする。
消耗品費	当該事業実施のために必要な消耗品費(事務用品等)	
光熱水費	当該事業実施のために必要な光熱水費(電気代、ガス	
	代、水道代、燃料代等)	
印刷製本	当該事業実施のために必要な印刷物等制作費(チラ	
費	シ、ポスター、パンフレット等)	
通信運搬	当該事業に必要な通信運搬費(切手、はがき、送料、振	
費	込手数料等)	
原材料費	当該事業に直接必要な原材料費	
保険料	当該事業に必要な保険料(行事保険、参加者、講師等	イベント開催の際、保険は
	の損害賠償保険等)	安全管理上必ず加入して
		ください。
委託料	当該事業目的のために必要な委託料(団体関係者では	
	行うことが困難、又は外部委託した方が効率的なもの)	
使用料及び	当該事業目的のために必要な備品等の使用料及び賃	家賃(敷金、礼金も含む)
賃借料	借料(機器の借り上げ料、会場使用料、車借り上げ料	は対象外とする。
	等)	
工事請負	当該事業目的のために必要な工事請負費(やぐら設	
費	置、電気工事、整地費用等)	
備品購入	当該事業目的のために必要不可欠な備品購入費	備品台帳を整理し管理を
費		行うこと。
その他	町長が特に必要と認めたもの	

<sup>※</sup> ただし、補助金交付決定以前に支出した経費、領収書のないもの、領収書の宛名・品目・使途が不明なもの、その他、事業に直接かかわらない経費や町長が不適切であると認めた経費については、補助対象外です。

## 2 申請団体の募集方法等

申請件数と事業概要の把握を目的として、事前申込の受付を行います。

事前申込を行わなくても補助金申請は可能ですが、事前申込を行っていただい た団体を優先します。予めご了承ください。

#### (1)事前申込み

補助金交付の申請を希望する団体は、江北町地域活性化補助金・地域の魅力づくりと人の流れの創出プロジェクト補助金事前申込書(様式第 1 号)を江北町役場地域振興課へ提出してください。

### (2)事前申込書の受付期間

令和4年2月1日(火)~令和4年3月18日(金)

※ 郵送の場合は、3月18日(金)の消印まで有効です。

#### (3)事前申込みの受付後の対応について

事前申込みのご提出後、必要に応じてヒアリング(電話もしくは来庁)を実施します。 事前申込みの事業費総額が予算額を超えた場合、調整を行うことがあります。 また、事業の優先順位は下表のとおりです。

優先順位	基準	
1	前年度より補助金の交付を受け実施している事業で、今年度も継続が必要と認められる申請。	
2	過去に補助金の交付を受けていない団体からの申請	
3	過去に補助金の交付を受けた団体は、交付年度の古い団体からの申請	

## 補助金手続きの流れ

は、申請者が行います ▮\_ \_ \_ \_ ▮は、町が行います

事前申込書の提出



必要に応じてヒアリングの実施 **I** 

《ヒアリングのポイント》

自立性、将来性、継続性、話題性等

↑令和3年度

補助金申請書の提出

《申請に必要な添付書類》

↓ 令和4年度



事業計画書、収支予算書、規約、構成員名簿、 収支計画の内訳確認ができる資料(見積書等)

必要に応じてヒアリングの実施

補助金の交付決定通知書



《事業実施にあたって》

交付決定以前に取り組まれた経費は補助対象経費として 認められません。

補助金の概算払いも可能です。必要に応じてご相談くだ さい。



事業実施





《事業実施期間》

活性化補助金・・・交付決定日~令和5年3月31日

魅力づくり補助金・・・交付決定日~令和5年2月28日

\*交付決定後、事業計画の内容を変更する場合は、補助金 事業変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要があり ます。

補助金額の確定通知

事業実績報告書の提出



補助金支払い請求書の提出



補助金の交付

(ご指定の口座へ振り込みます)

《実績報告について》

事業が完了後すみやかに補助事業実績報告書を提出 してください。

\*実績報告書の添付書類として、領収書等の写しが 必要です。必ず領収書等は保管してください。 領収書の宛名は補助金申請団体名としてください。 補助金申請団体以外の領収書は補助対象経費として 認められません。

問い合わせ・申込先

江北町役場地域振興課 振興係

TEL: 0952-86-5615 FAX:0952-86-2130